

議案第3号

目黒区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

目黒区心身障害者福祉手当条例（昭和49年10月目黒区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区心身障害者福祉手当条例第2条第2項の規定は、平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

（説明） 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）の施行に伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(支給要件)</p> <p>第2条 (現行に同じ。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項本文に該当する者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。</p> <p>(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者の前年の所得(1月から7月までの月分の手当については、前々年の所得)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の有無及び数に応じて規則で定める額を超えるとき。</p> <p>ア・イ (現行に同じ。)</p> <p>(2)・(3) (現行に同じ。)</p> <p>3 (現行に同じ。)</p>	<p>(支給要件)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項本文に該当する者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。</p> <p>(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者の前年の所得(1月から7月までの月分の手当については、前々年の所得)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の有無及び数に応じて規則で定める額を超えるとき。</p> <p>ア・イ (省略)</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>3 (省略)</p>